

専用約束手形口用 当座勘定規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
<u>令和8年8月3日現在</u> 第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。<u>ただし、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示された他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4) (略) 第2条 ～ 第6条 (略) 第7条（手形の支払い） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはせません。<u>なお、令和8年（2026年）9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(3) (略) 第8条（手形用紙） (1) 当金庫を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年（2026年）9月30日までに振り出してください。</u> (2) (略) (3) <u>当金庫は、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。を交付しません。</u> (4)～(6) (略) 第9条（手数料） 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。 第109条（支払いの範囲） 第1110条（支払いの選択） 第1211条（印鑑等の届出）	令和6年9月2日現在 第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 (2)～(4) (略) 第2条 ～ 第6条 (略) 第7条（手形の支払い） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはせません。 (2)～(3) (略) 第8条（手形用紙） (1) 当金庫を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) (略) (3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (4)～(6) (略) 第9条（手数料） 前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当金庫所定の手数料を支払ってください。 第10条（支払いの範囲） 第11条（支払いの選択） 第12条（印鑑等の届出）	(変更) (追記) (追記) (追記) (追記・一部削除) (削除) (変更) (変更) (変更)

専用約束手形口用 当座勘定規定 新旧対照表

(令和8年8月3日)

新	旧	備 考
第 4312 条 (届出事項の変更) 第 4413 条 (成年後見人等の届出) 第 4514 条 (印鑑照合等) 第 4615 条 (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく、支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年(2026年)9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) (略) 第 4716 条 (自己取引手形等の取扱い) 第 4817 条 (利息) 第 4918 条 (残高の報告) 第 2019 条 (譲渡、質入れの禁止) 第 2420 条 (取引の制限等) 第 2221 条 (反社会的勢力との取引謝絶) 第 2322 条 (解約) 第 2423 条 (取引終了後の処理) 第 2524 条 (手形交換所規則による取扱い) 第 2625 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) 第 2726 条 (預金保険経度の対象について) 第 2827 条 (規定の変更) 以 上	第 13 条 (届出事項の変更) 第 14 条 (成年後見人等の届出) 第 15 条 (印鑑照合等) 第 16 条 (振出日、受取人記載もれの手形) (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく、支払うことができるものとします。 (2) (略) 第 17 条 (自己取引手形等の取扱い) 第 18 条 (利息) 第 19 条 (残高の報告) 第 20 条 (譲渡、質入れの禁止) 第 21 条 (取引の制限等) 第 22 条 (反社会的勢力との取引謝絶) 第 23 条 (解約) 第 24 条 (取引終了後の処理) 第 25 条 (手形交換所規則による取扱い) 第 26 条 (保険事故発生時における預金者からの相殺) 第 27 条 (預金保険経度の対象について) 第 28 条 (規定の変更) 以 上	(変更) (変更) (変更) (変更) (追記) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (変更)